

意 見 書

ふりがな 名 前 性 別	(男 ・ 女)	生年月日	
学 校 名 学 年		保護者名	
住 所			
障害の 種 類	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 知的障害 4 肢体不自由 5 病弱 ※ 該当する障害を○で囲んでください。 ※ 重複障害の場合は、該当する全ての障害を○で囲み、そのうち最も重い障害を◎で 囲んでください。		
障害の 程 度	障害の程度 上記の障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3の規定（別紙）に該当 する。 〔特記事項〕		

令和 年 月 日

機関名医師名

〔意見書（裏面）〕

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度

第二十二条の3 法第七十五条 の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね0.3未満又は視力以外に高度の視機能障害があり、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能であるか、著しく困難な程度にあること
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上であり、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度にあること
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度にあること 2 知的発達の遅滞の程度が1の程度には達しないが、社会生活への適応が著しく困難な状態にあること
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度にあること 2 肢体不自由の状態が1の程度には達しないが、常時の医学的観察指導を必要とする程度にあること
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度にあること 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度にあること

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。